

幸手市特別職報酬等審議会 会議録

発 言 者	発 言 概 要
◆幸手市特別職報酬等審議会（第2回）	
1 開 会	
神田庶務課長	定刻より遅れましたが、只今から幸手市特別職報酬等審議会（第2回）になりますが、開会させていただきます。 始めに出席委員数についてご報告いたします。本日は、委員10名中、現在7名の委員の出席をいただいております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、幸手市特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。 なお、宮城委員につきましては事前に欠席する旨ご連絡をいただいております。また、梨本委員につきましても欠席というご連絡がありました。高野委員におかれましては、若干遅れるということですので、先に進めてくださいとのことなので、先に進めさせていただきます。 続きまして資料の確認をさせていただきます。 本日、お配りしている資料は、次第のほかに、ホチキスで閉じてあります資料二点でございます。 まず一点目が、前回追加で配布させていただきました資料になります。資料番号を資料11と資料12とさせていただき、改めて配布させていただきます。 また二点目といたしまして、本日の審議の中心となる資料でございますが、資料13を配布させていただきます。 配布漏れ等ございませんでしょうか。（確認） なお、前回、第1回のときに配布をいたしました資料を見ていただくこともあるかと思っておりますので、前回の資料がお手元にはない方はいらっしゃいますでしょうか。（確認） それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
2 会長あいさつ	
神田庶務課長	次第の2「会長あいさつ」になりますが、高橋会長からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。 ※ 高橋会長あいさつ。 ありがとうございました。
3 議題	
(1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（継続）	
神田庶務課長	それでは、次第の3「議題」に入りたいと存じます。

高橋会長	議事の進行につきましては、高橋会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。 円滑に議事が進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。 次第の3「議題 (1) 幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について(継続)」について前回からの審議を続けたいと思います。 前回の第1回の審議会では、事務局から提出された資料に基づいて具体的に、市議会議員の報酬の額と、市長、副市長及び教育長の給料の額を審議させていただきました。 また、諮問事項とは別に、市議会議員と市長等の期末手当の支給月数について意見をいただいた訳であります。 本日は、市長に対して答申をしなくてはなりませんので、事務局において資料13になります。答申書(案)の形にしております。 したがって、その内容等について、審議していきたいと考えております。
事務局	まず、事務局から資料13についての説明をお願いいたします。 資料13 幸手市特別職職員の報酬等の額について(答申(案)) ※ 資料13(答申書(案))を朗読する。 ※ 高野優一委員到着し参会する。
高橋会長	ありがとうございます。 それでは、只今答申書(案)について説明いただきました。 説明をいただいた中で何かご質問があればお願いいたします。 もし、何もないようでしたら、私のほうから一点お伺いしてよろしいでしょうか。
神田庶務課長	「2 改定の必要性について」のところで、「平成10年度に審議会が開催された後、審議会が開催されていない。」とありますが、そうするとここまで18、19年、20年近くの年数が経っている訳ですが、その間開催されなかったという理由は何かございますでしょうか。 平成10年度以降、審議会が開催されなかった理由についてお答えいたします。 正直申しますと平成10年以降、開催されなかったという具体的な理由というものを事務局として把握はしておりません。現存する幸手市の資料によりますと、平成10年度の資料が最後でありまして、それ以降の資料は全くないという状況でございます。 ただ一方で、この時期、平成10年度以降の社会情勢、地方公共団体を取り巻く状況がどうだったかを確認しますと、この頃は市町村合併の真っ只中にあった状況であったのかというように考えてございます。そういった中で、市町村合併をいたしますと、首長の数は減る、

	議員の数についても合併すれば検討事項となり減ったり増えたりするなど、様々な状況が生じるような時期だったのかと考えております。そういったものが直接影響したかどうかは定かではありませんが、そのような時代背景も一つの理由として開催されなかったのではないかと認識しております。
高橋会長	ありがとうございました。
瀬川委員	ほかに何か委員の皆様から質問はございますでしょうか。
神田庶務課長	審議会というのは、市長が諮問して行うものなのですか。定期的に行うとか。そういったルールは元々はあるのでしょうか。
	前回にお配りいたしました資料をお手元にご用意いただければと思いますが、前回のお配りした資料の中に資料2ということでこの審議会の根拠となる幸手市特別職報酬等審議会条例というのがあるかと思えます。この中で、第2条といたしまして、「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」という定めになっておりまして、瀬川委員の言われた、定期的に関く必要があるのか。というような趣旨の質問だったと思いますが、定期的に関くなくてはならないというような規定にはなっていないと思います。ただ、好ましいものとしては、やはり時代の背景であるとか、経済状況もありますので、定期的に関くことが望ましいと考えてございます。
高橋会長	ということですが、よろしいでしょうか。
瀬川委員	例えば、平成10年のときは「据え置き」という形になっていますが、「据え置き」というのもすごく大事なことだと思います。すいません、この前はあまり質問ができなかったんですけど、家に帰ってから見ていても、十何年も行われていないというのはどう見てもおかしいですし、その間の市長が提出しなかったのは、何かしらの理由があった可能性はあると思います。勿論、この形だと市長が自分の給料を上げることになる訳ですから、中々自分から給料を上げるというのは難しいのではないかと私はこれを読んで思ったのですが、まあ、ここでそういうことを論じるのはあれなのかもしれませんが、定期的に行うというか、そういう形でやっている市町村はあるのでしょうか。
高橋会長	お願いします。
神田庶務課長	市町村によって運営の仕方というのは違いますが、概ね3年に一度、あるいは4年に一度という形で定期的に審議会を開催している所は多いようではございます。一方、今、瀬川委員が言われた意見が、この

高橋会長	審議会の総意ということであれば、今回の答申書（案）の中にその意見も反映し、そのような意見もありましたということに記載して答申するということもできると考えております。
瀬川委員 神田庶務課長	ありがとうございます。 そうしますと、瀬川委員のご質問に対してのご了解をいただくと、事務局としては、答申書の中に入れる形ですか。
高橋会長	それは、この会で決めるということですね。 そうなります。審議会の委員の皆さんの総意として、そういったことも入れた方がいいのではないかと、いうのであればそれは答申書に入れるべきと考えております。 いかがでしょうか。ほかの委員の皆様のご意見は。瀬川委員のご意見も答申書の中を含めるかどうか。
瀬川委員	今の原案で出された答申書のままでいいというのであれば、そのままでもよろしいかと思いますが。 できれば、今の条例ですと、例えば、選挙が近い場合など言い出し難いことがあるのかなと思います。そういうのと関係なく、定期的に行う形にしておけば、一応、その時の社会情勢あるいは財政状況に合わせて、据え置きなら据え置きでも構わないし、あるいは下げるなら下げる、上げるのなら上げる。という、一応、市民のこういう会ですから、その総意として出すことができるということは、一つ大事なことでなんじゃないかと思います。やはり、これだけの期間放っておいたというのは、議員さんたちにとっても大変なことだったと思います。段々他の市町村は上がってくる、だけど幸手市はこのままで、でも中々自分たちからは言いにくい状況はあったと思うので、できれば答申（案）の中に定期的に行うような方向が望ましいとかの文言を入れていただければ私はいいと思いますが、これは皆さんの総意となりますので、そういう形での決り何なりをとっていただければと思います。
山口委員	市長の給料が上がらなかったのは、前市長、その前の市長は、自分の給料を落とす公約でやっていた関係があると思いますが、職員の皆さんの給料に関しては人事院勧告が毎年出るのであれば、やはりそれを基にして特別職の給料の上げ下げが決まるはずなんですから、そこで審議会をやるようにしたらいかがでしょうか。それによって、ここ数年据え置きでプラスアルファで今回は何パーセントと出ましたけど、それがその都度行われるのであれば、そういうこともなく毎年普通に職員の皆さんと同じように上げられるものだったら上げられることができると思うのですが。要は、人事院勧告だと思うんですよね。

神田庶務課長	特別職の場合は。議員さんの場合は別だと思うんですけども。それなりの工夫をしてやられたらどうでしょうか。 確かに市職員については、毎年人事院勧告というのがあります。この人事院勧告の趣旨としましては、地方公務員あるいは国家公務員については労働三権が制約されているということへの代償措置が前提なっています。 今回、20年近く審議会が開催されなく、今回開催した大きな一つの理由といたしまして、平成26年度から3年間続けて人事院勧告がアップとなった。またボーナス、いわゆる特別給もアップになった。この3年間連続でアップになったというのは、平成11年度以降初めてでございます。こういった特別な状況になってきたのも背景となり、今回審議会を開くきっかけとなったというのも事実でございます。
高野治委員	審議会の条例が昭和52年になってますけれども、副市長というのはいなかったですね。これは読み替えてこうなっているのですか。 平成17年、18年頃に大幅に職員の給料が見直されてダウンしたと思うのですが、下がった時はやらないで、そこから上がっていった、ただ、平成18年頃に比べるとまだそこには追いついていないと思うんですね。人事院勧告がいくらアップしていても。確かそれぐらいだと思うんですけども。そうすると、下がる時はやらないで、上がった時だけやるのか。という所が心配されるんですけども。いかがでしょうか。
神田庶務課長	まず、一点目の副市長につきましては、前は助役と言われていたときは助役という形で入っておりました。今回、この昭和52年4月1日条例第9号の際には教育長という言葉については、実は入ってございませんで、これにつきましては、前回の会議で若干説明したかと思いますが、教育委員会制度が改正されまして、教育長の位置づけというのが変わりました。それに伴いまして、この審議会条例を改正いたしまして、教育長という文言を入れたという経過がございます。 もう一つの質問として、上げた時だけ審議会を開いて、下げた時という点につきましては、考え方にもなってしまうとは思いますが、人事院勧告も上がる時は上がるし、下がる時は下がる。あるいは何の勧告も無い時というのもありますので、これをどのように捉えるかという捉え方の問題になってまいります。先程、3年、4年という期間を出したのは、そのくらいの期間を見た中で全体的に上がったのか下がったのか、あるいは据え置きなのかを踏まえるためにそれくらいの期間を見た方がいいのではないかとということで、3年、4年という言

高野治委員	葉を出させていただいたということでございます。 平成18年頃だったか、職員の給与改定が大幅にダウンしたことがありましたよね。そのダウンした時から比べて人事院勧告で少しずつアップしていますが、ダウンする前よりはまだ上がってないと思うんですよ。それを追求された時に、ここ3、4年しか見ないでというのと、追求されないででしょうか。
神田庶務課長	そういった意見もあろうかと思います。議会の議員に関しては違いますが、市長におきましては、市の財政状況の悪い時に努力というか、市長の給料を特例という形で減額をしている時もありました。そういったものも踏まえた中で、落ちた時に落とさなかったというか、人事院勧告で落ちているのですが、それに伴った市長等の給料の改定はされなかったというのも考えられるかと思います。
高橋会長	よろしいですか。
高野治委員	はい。
高橋会長	それでは、色々ご質問いただきましたが、ほかにまだございますか。 もしございませんでしたら、先程瀬川委員のご意見について、どこにどのように入れるかという形になりますが。
神田庶務課長	先程、瀬川委員からいただきました、定期的に審議会を開くという意見ですが、仮にこの答申書に反映されるという話になりますと、ページ数で4ページになるかと思います。4ページに「その他」ということで1項目ありますが、この2項目目として「審議会の開催について、定期的な開催をすることで、適正な報酬あるいは給料の額を保つ必要がある。」という、文言を入れるのは可能であるかと考えてございます。
高橋会長	瀬川委員さん、そのような形で反映させるということでよろしいでしょうか。
瀬川委員	結構です。皆さんはよろしいのでしょうか。
高橋委員	ほかの皆様、いかがでしょうか。瀬川委員のご意見を、事務局で説明のあった「その他」の部分へ入れるということで、文言については、事務局の方へお任せし、1項を入れるということでよろしいですね。 ※ 委員全員賛成。 皆さん頷いていただきましたので、そのようにさせていただきます。 それでは、訂正をしますか。 10分程休憩をいただければ、すぐに作成させていただきます。 では、瀬川委員の意見は入れていただくという形で修正します。このほかにこの文言を読んで「てにをは」というか、ここはこのように
神田庶務課長	
高橋会長	

	直した方がいいのではないかな。などあればご意見をいただきたいのですが。 今日書類をいただいて、すぐにお気づきにならないことがあるかも知れませんが、一応、ここで今の修正案を再度修正したものをいただけるように、訂正をお願いし、休憩とりますので、休憩の間にもう一度読み込んでおいて下さい。 ※ 休憩（約10分間）。 ※ 再開前に資料を配布。 ・ 修正した答申書（案）
高橋会長	それでは、修正した答申書（案）について事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、追加した部分についてご説明いたします。 「5 その他」について（1）、（2）ということで、二つにさせていただきますまして、（2）の部分が追加した部分でございます。 「（2）幸手市特別職報酬等審議会の開催については、定期的に開催することで、経済状況等を適切に反映させることが望まれる。」 追加した部分は以上になります。
高橋会長	ありがとうございます。 今説明がありましたが、皆様方いかがでしょうか。この案でよろしいでしょうか。 ※ 委員より「はい。」という発言あり。 では、ほかにご質問はございますでしょうか。もし無いようでしたら、今の最後のページだけを差し替えるという形で確認させていただきます。最終的な答申内容としては、ここにある内容で答申書（案）といたしますが、よろしければ委員の皆様の挙手をお願いします。 ※ 全員の挙手あり。 ありがとうございます。皆さんが賛成ということで、そうしましたら、この内容で答申書（案）とさせていただきます。 市長への答申になりますが、皆さんのご了承をいただければ、日程の調整を改めてさせていただいて、私のほうから市長に答申書を渡したいと思いますがよろしいでしょうか？ ※ 委員より「お願いします。」という発言あり。 そうしましたら後で、市長、事務局と私の方で調整を図りたいと思います。

神田庶務課長	また、大きな方向性は変更することはできませんけれども、何か細かい「てにをは」などの修正がありましたら、できたら今週中くらいに、事務局の方に連絡をしてください。そうしていただければ私のほうで精査して、それを反映させて修正する。という形でご了解いただければと思います。 それではこれをもちまして、議題（１）幸手市市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については終了とさせていただきます。 次に（２）その他について、事務局から何かございましたらよろしく願いいたします。
高橋会長 瀬川委員 神田庶務課長 瀬川委員 高橋会長	それでは、事務局の方から「その他」ということでご説明申し上げます。前回の審議会と今回の審議会の会議録についてでございます。 前回と今回の会議録につきましては、要約した形ということで会議録を作成いたします。作成の後、高橋会長、また、会長の職務代理者であります高野委員のご確認をいただいた上で公開をさせていただく予定となっております。具体的な公開の方法といたしましては、ホームページに会議録という形で公開させていただく予定でございます。ご了承をいただければと思います。以上、報告いたします。よろしく願いいたします。 ありがとうございます。 私達の名前は出るのでしょうか。 基本的に委員様がどういう発言をしたかというのは載る予定です。わかりました。ありがとうございます。 それでは２日間にわたって、委員の皆様にはご協力をいただきまして、議論すべきことはすべて終了いたします。
神田庶務課長	この後の進行については、事務局でよろしくお願いします。 委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。 先程、高橋会長からお話がありましてとおり、市長との日程調整をさせていただきまして、高橋会長に答申書を市長に渡していただくとともに、その写しにつきましては、委員の皆様にお持ちするようにいたしますので、よろしくお願いいたします。
４ 閉 会	
神田庶務課長	次第の４「閉会」になりますが、関根総務部長よりお願いいたします。 ※ 関根総務部長より閉会のあいさつ。 以上をもちまして、幸手市特別職報酬等審議会を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

会議の概要に相違がないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 11 月 24 日

高橋正美



高野 治

